

2024年4月入学B日程・出題趣旨
広島大学法科大学院

〔憲法〕

本問は、いわゆるどぶろく裁判（最判平成元年12月14日刑集43巻13号841頁）の事例をもとに、「酒を造る自由」が憲法上保障されるか、保障されとした場合、当該自由の憲法上の根拠、性格及び内容をどう理解すべきかについて問うものである。したがって本問では、単に酒類製造に免許制を設けていることを問題とするというよりも、個人が少量の酒類を、販売目的ではなく自らが楽しむために製造する自由が、憲法13条の保障範囲に含まれるのではないかといった点を検討したうえで、少量の酒類製造の場合に酒税法に定める免許を取得できないという制度の問題点を指摘し、それを憲法上どう評価し得るかをめぐって、各自の見解を説得的に述べることが求められている。

〔刑法〕

強盗致傷罪の成否が問われる事例の解決を目指して、実行の着手の判断に関する一般論、犯罪類型と実行の着手時期の判断との関係、最近の詐欺罪及び窃盗罪に関する最高裁の裁判例（最判平成30年3月22日刑集72巻1号82頁、最決令和4年2月14日刑集76巻2号101頁）と強盗罪との関係についての基礎知識の理解を確認し、これらの基本知識及びその理解に基づき、強盗致傷事例において異なる結論を導く論理プロセスを組み立てその分析検討をなしうるかを問うものである。

〔民法〕

第1問は「使用者責任（715条1項、709条）、外形標準説」、第2問は「178条、同条にいう“引渡し”と占有改定、192条、同条にいう“占有を始めた”と占有改定」、第3問は「賃借権（債権）の相対効、605条、605条の4、占有訴権（占有回収の訴え）、423条の転用」を正確に理解しているかを確認するとともに、これらの理解に基づき論理的な文章を組み立てられるかを問う。

〔小論文〕

「信頼」の概念について述べた著書の内容について要約させるとともに、それを前提にして、2つの具体的事例について、著者のいう「信頼」、「安心」および「社会的不確実性」概念を踏まえて問題点の指摘やあてはめをさせることによって、与えられた著書の内容を正確に理解したうえで、問題分析能力、思考力、論理力、文章構成力の能力等の法科大学院における履修の前提として要求される資質を総合的に問うものである。